

## 地方独立行政法人山口県産業技術センター依頼試験実施規則

(制定) 平成21年 4月 1日  
規則第9号

(最終改正) 令和 8年 4月 1日

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「法人」という。）が依頼を受けて行う試験又は検査（以下「依頼試験」という。）の実施（機器（地方独立行政法人山口県産業技術センター開放機器利用規則（平成21年地方独立行政法人山口県産業技術センター規則第8号）第1条に規定する機器をいう。以下同じ。）の利用であって、同規則第15条の規定により依頼試験の実施とみなすものを含む。）に関し必要な事項について定めるものとする。

### (依頼試験の範囲)

第2条 法人が実施する依頼試験は、第9条第1項において定めるもののほか別表第1に掲げるとおりとする。

### (利用者の範囲等)

第3条 依頼試験の利用ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内に工場又は事業場を有する企業（県内に住所を有する個人事業者、県内に工場若しくは事業場を有する企業又は県内に住所を有する個人事業者がその主たる構成員となっている団体、県内に住所を有する農林水産業従事者がその主たる構成員となっている団体を含む。）に勤務する者
- (2) 前号に掲げるもののほか地方独立行政法人山口県産業技術センター理事長（以下「理事長」という。）が特に認めた者

### (受付時間)

第4条 依頼試験の受付時間は、次に掲げる日以外の日（の）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、受付時間以外の時間で受付ができるものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民

の休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(依頼試験の申込み)

第5条 依頼試験を依頼しようとする者は、地方独立行政法人山口県産業技術センター試験依頼書（別記第1号様式。以下「依頼書」という。）に供試品（試験に供する原材料若しくは製品又はこれらを製造する設備をいう。以下同じ。）を添えて理事長に提出しなければならない。

2 前項の供試品の数量は、その都度、当該依頼試験を依頼しようとする者と協議の上定める。

(依頼試験の実施)

第6条 理事長は、前条第1項の規定により依頼書の提出があった場合は、次条第1項に規定する場合を除き、依頼試験の実施を承諾するものとする。

2 依頼試験は、原則として法人の施設において実施するものとする。

(依頼の制限)

第7条 理事長は、第5条第1項の規定により依頼書の提出があった場合において、依頼試験を行う必要がないと認めるとき、依頼試験を行うことができないとき又は当該試験を他の機関等において行うことができる場合であって他の機関等での依頼試験の実施が当該依頼書を提出した者の利益に適うと認められるときは、当該依頼試験の依頼に応じないことができる。

2 前項に規定する場合においては、理事長は、直ちにその旨を当該依頼書を提出した者に対して通知するものとする。

(出張試験)

第8条 理事長が必要と認めるときは、第6条第2項の規定にかかわらず、法人の施設の外で依頼試験を実施することができる。この場合において、当該法人の施設の外での依頼試験（以下「出張試験」という。）の実施区域は、原則として山口県内とする。

2 前項の出張試験において、機器の運搬等で自動車の利用を必要とする場合は、原則として法人の所有する車両を利用するものとする。

(オーダーメイド試験)

第9条 第2条に定めた項目では対応できない依頼試験及び複数の項目に跨る等複雑な依頼試験についてはオーダーメイド試験として処理する。

- 2 前項に規定するオーダーメイド試験（以下「オーダーメイド試験」という。）は、当該オーダーメイド試験を依頼しようとする者との間で、その内容について事前に打合せを行い、手数料計算書によって手数料を提示した上で受付を行うものとする。
- 3 前項の手数料は、オーダーメイド試験に要する経費（試験に従事する法人の職員の技術料、機器の使用料に相当する額、消耗品費、光熱水費、旅費等をいう。）を積算して決定するものとする。
- 4 前項に規定する試験に従事する法人の職員の技術料の額は、理事長が別に定める。

（成績書等の交付）

第10条 理事長は、第6条第2項、第8条第1項又は前条第1項に規定する依頼試験（以下「試験」と総称する。）が終了したときは、当該試験の依頼をした者（以下「依頼者」という。）又は依頼者が指定する者（理事長が特別の理由があると認める場合に限る。以下第3項において同じ。）に対し、成績書（当該試験の結果を記載した書類であって、理事長の押印があるものをいう。以下同じ。）又は報告書（単に測定データ、写真等の資料を編纂したものであって、理事長の押印がなく、かつ「本報告書は、測定又は分析結果を示したものであり、その内容を保証するものではありません。」と付記したものをいう。以下同じ。）を交付するものとする。

- 2 成績書は、試験の再現性を法人が保証できる場合に限り交付するものとする。
- 3 報告書は、試験の再現性を法人が保証できないとき又は依頼者若しくは依頼者が指定する者が成績書を必要としないときに交付するものとする。

（成績書の副本）

第11条 成績書の副本の交付を受けようとする者は、地方独立行政法人山口県産業技術センター試験成績書副本交付申請書（別記第2号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により山口県産業技術センター試験成績書副本交付申請書の提出があったときは、当該成績書の副本を当該申請書を提出した者に交付する。
- 3 前項の副本の交付は、当該成績書の交付の日から第15条第1項に規定する成績書等の保存期間を超えない日までの間でのみ行うものとする。

（試験の実施に関する証明）

第11条の2 報告書の交付を受けた者が、法人が当該報告書に係る試験を実施したことの証明（以下「証明」という。）を受けようとするときは、試験実施証明願（別記第2-2号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により試験実施証明願の提出があったときは、別に定める方法により、証明を行うものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による証明を行う場合について準用する。この場合において、「副本の交付」とあるのは「証明」と、「当該成績書」とあるのは「当該報告書」と読み替えて適用するものとする。

（供試品等の返却）

第12条 試験の担当者は、依頼者が持参した供試品や関連資料を適正に保管し、試験が終了したときは、速やかにこれらを依頼者に返却するものとする。ただし、依頼者がこれらの返却を希望しない場合にあつては、この限りでない。

（手数料）

第13条 依頼者は、別表第1又は第9条第3項に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

2 第10条第1項の規定による成績書の交付を受けようとする者、第11条第1項の規定により成績書の副本（以下この条において「副本」という。）の交付を受けようとする者及び第11条の2第1項の規定により証明を受けようとする者は、別表第2に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

3 前二項の手数料（以下単に「手数料」という。）の納入の期限は、次のとおりとする。

ア 第1項の手数料 当該依頼を受けた試験の終了した日の属する月の翌月の末日までの間において理事長が指定する日

イ 前項の手数料 成績書の交付を受けようとする場合にあつては、当該成績書に係る試験の終了した日の属する月の翌月の末日までの間において理事長が指定する日。副本の交付又は証明を受けようとする場合にあつては、当該申請を行った日の属する月の翌月の末日までの間において理事長が指定する日

4 手数料は、現金又は口座振込により納入するものとする。

5 既納の手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

6 理事長は、公益上特に必要があると認める者その他特別の理由があると認

- める者に対しては、手数料を減免することができる。
- 7 理事長は、支払猶予決定を通知したものについて、手数料の支払を猶予することができる。

(依頼者の費用負担)

第14条 次に掲げる費用は、依頼者の負担とする。

- (1) 出張試験において、法人の施設の外で機器を駆動させるために必要な電気等の使用料
- (2) 供試品等の返却に要する経費
- (3) 前条第4項の規定により手数料を口座振込で納入する場合の振込手数料

(成績書等の保存期間)

第15条 成績書等試験に係る書類（以下「書類」という。）の保存期間は原則として5年間とする。

- 2 前項に規定する保存期間を経過した書類は、シュレッダー処理による裁断、焼却等の確実な方法によって、すみやかに処理するものとする。

(秘密の保持)

第16条 試験の実施の業務に従事する法人の役員若しくは職員等及び依頼者は、当該業務の実施に際して知り得た相手方の秘密（以下「秘密情報」という。）又は試験の実施に関する情報について、既に公知のものである場合又は事前に文書で相手方の承諾を得た場合を除き、第三者に開示してはならない。ただし、当該秘密情報が、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項の「通報対象事実」に該当する場合であって、同法の趣旨に従って公益通報するものについてはこの限りでない。

- 2 理事長及び依頼者は、前項に規定する秘密情報の保持に関して、相手方の求めに応じて、秘密保持契約を締結することができるものとする。

(法人の名義の使用)

第17条 カタログ、パンフレット等の印刷物（ホームページの掲載物等電子的方式で作られるものを含む。）において、試験又は成績書若しくは報告書に係る記述（法人の名称を使用するものに限る。）をしようとする者は、理事長に名義使用承認申請書（別記第3号様式）を提出し、理事長の承認を得

なければならない。

2 前項に規定する承認の有効期間は、承認の日から3年を超えない範囲で理事長が定める期間とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 試験手数料

区 分	単 位	金 額
(1) 機械強度試験		
引張試験		
①伸び計を使用するもの	1 試料につき	3, 6 5 0円
②伸び計を使用しないもの	1 試料につき	2, 0 6 0円
圧縮試験	1 試料につき	2, 0 1 0円
曲げ試験	1 試料につき	2, 0 6 0円
硬さ試験		
①硬さ試験 (硬さ分布でないものに限る。)	1 試料につき	1, 8 7 0円
②試験片の表面研磨	1 試料につき	1, 9 7 0円
(2) 機器分析試験		
(3) 機器測定試験		
(4) 材料評価試験		
顕微鏡撮影		
①金属顕微鏡撮影	1 試料 1 箇所につき	2, 7 6 0円
②フィールドエミッション走査電子顕微鏡撮影	1 試料 1 箇所につき	4, 4 7 0円
③撮影試料の加工	1 試料につき	8, 7 8 0円
マクロ試験		
①マクロ写真撮影	1 試料 1 箇所につき	2, 9 0 0円
②撮影試料の加工	1 試料につき	6, 1 8 0円
(5) 食品分析評価試験		
醸造用水分析	1 試料につき	1 0, 2 3 0円
微生物検査		
①一般生菌及び大腸菌群推定試験	1 試料につき	4, 2 7 0円
②一般生菌のみ	1 試料につき	3, 3 2 0円
③大腸菌群推定試験のみ	1 試料につき	2, 8 3 0円
④大腸菌群確定試験 (大腸菌群推定試験陽性の場合のみ)	1 試料につき	6 6 0円
⑤大腸菌	1 試料につき	2, 8 3 0円
⑥黄色ブドウ球菌	1 試料につき	2, 8 7 0円
⑦腸炎ビブリオ	1 試料につき	2, 9 7 0円



⑧カビ	1 試料につき	3, 890円
⑨酵母	1 試料につき	3, 890円
⑩乳酸菌	1 試料につき	3, 850円
⑪耐熱性菌	1 試料につき	4, 390円
⑫無菌試験	1 試料につき	3, 680円
⑬火落ち菌	1 試料につき	1, 960円
⑭クロストリジウム属菌	1 試料につき	3, 640円
栄養成分及び熱量の分析 (熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、灰分、水分、食塩相当量)	1 試料につき	23, 850円
麴酵素力価分析 (グルコアミラーゼおよび $\alpha$ -アミラーゼ)	1 試料につき	2, 230円
<p>備 考</p> <p>1 依頼試験を行うに当たって試料又は測定分析機器を搬送するため、法人に所属する車両を運行した場合における手数料の金額は、その運行1 kmにつき30円の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額をそれぞれの手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>2 第3条第1号に掲げる者又は同条第2号に掲げる者のうち理事長が公益上特に必要があると認めるものその他特別の理由があると認めるもの以外のものが利用した場合の手数料の金額は、前記の手数料に2を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 1日を単位とする試験に要する時間が1日未満であるとき、又は試験に要する時間に1日未満の端数があるときは、その1日未満の端数は、1日として計算する。</p> <p>4 1時間を単位とする試験に要する時間が1時間未満であるとき、又は試験に要する時間に1時間未満の端数があるときは、その1時間未満の端数は、1時間として計算する。</p>		

別表2 成績書及びその副本の交付等手数料

区 分	単 位	金 額
成績書の交付	成績書1通につき	730円
成績書の副本交付	副本1通につき	730円
試験の実施に関する証明	1件につき	730円

第1号様式（第5条関係）

### 地方独立行政法人山口県産業技術センター試験依頼書

令和 年 月 日

地方独立行政法人

山口県産業技術センター理事長 様

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
(電話 局 番)

下記のとおり試験を受けたいので、地方独立行政法人山口県産業技術センター依頼試験実施規則第5条第1項の規定により申請します。

記

供試品の名称			
試験の目的 (該当項目に○印を記入してください)	・基礎研究 ・新製品の開発 ・製品の品質管理 ・トラブル対策 ・製造工程の管理 ・製品の製造に関する作業 ・その他 ( )		
試験の区分	試験手数料		料
	件数	単価	金額
		円	円
企業区分(掛け率)	県内(×1.00)	手数料小計	
		小計	
成績書交付の有無		点数	単価円 金額円
試験手数料合計			
成績書又は報告書の受領方法	来所	支払方法	現金
備考			

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称を記入すること。

2 「成績書交付の有無」欄及び「成績書の受領方法」欄は、希望するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式（第11条関係）

地方独立行政法人山口県産業技術センター試験成績書副本交付申請書

令和 年 月 日

地方独立行政法人

山口県産業技術センター理事長 様

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
(電話 局 番)

下記のとおり成績書の副本の交付を受けたいので、地方独立行政法人山口県産業技術センター依頼試験実施規則第11条第1項の規定により申請します。

記

供試品の名称			
成績書の交付年月日 及び交付番号	令和 年 月 日 第 号		
必要部数・手数料	必要部数	手数料	
		単価	金額

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2-2号様式（第11条の2関係）

地方独立行政法人山口県産業技術センター試験実施証明願

令和 年 月 日

地方独立行政法人

山口県産業技術センター理事長 様

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
(電話 局 番)

下記のとおり試験実施の証明を受けたいので、地方独立行政法人山口県産業技術センター依頼試験実施規則第11条の2第1項の規定により申請します。

記

試 験 及 び 供 試 品 の 名 称	
報告書の交付年月日	令和 年 月 日
手 数 料	手 数 料

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式（第17条関係）

### 名義使用承認申請書

令和 年 月 日

地方独立行政法人

山口県産業技術センター理事長 様

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
(電話 局 番)

下記のとおり名義を使用したいので、地方独立行政法人山口県産業技術センター依頼試験実施規則第17条第1項の規定により申請します。

記

成績書 又は 報告書	年 月 日	
	番 号	
名義を使用 する媒体	媒体等の 名 称	
	発行(掲載) 予定年月日	
名義使用の目的		
名義を使用する文面等		

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。